

## 平成31年第1回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成31年3月5日（火曜日）

---

### ○議事日程

平成31年3月5日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（24名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	山 本 久 江 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	牛 見 航 君	6 番	曾 我 好 則 君
7 番	安 村 政 治 君	8 番	河 杉 憲 二 君
9 番	石 田 卓 成 君	10 番	宇 多 村 史 朗 君
11 番	吉 村 祐 太 郎 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	清 水 浩 司 君	14 番	三 原 昭 治 君
15 番	清 水 力 志 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	高 砂 朋 子 君	18 番	久 保 潤 爾 君
19 番	田 中 健 次 君	20 番	今 津 誠 一 君
22 番	和 田 敏 明 君	23 番	上 田 和 夫 君
24 番	行 重 延 昭 君	25 番	松 村 学 君

---

### ○欠席議員（1名）

21 番 田 中 敏 靖 君

---

### ○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長 江 山 稔 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君  
総 務 部 長 末 吉 正 幸 君 総 務 課 長 松 村 訓 規 君  
総 合 政 策 部 長 熊 野 博 之 君 生 活 環 境 部 理 事 大 田 稔 君  
生 活 環 境 部 次 長 島 田 文 也 君 健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君  
産 業 振 興 部 長 赤 松 英 明 君 土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君  
土 木 都 市 建 設 部 理 事 佐 甲 裕 史 君 入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君  
会 計 管 理 者 吉 富 博 之 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 内 田 健 彦 君  
監 査 委 員 事 務 局 長 梶 山 範 雅 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 福 江 博 文 君  
消 防 長 田 中 洋 君 教 育 部 長 原 田 み ゆ き 君  
上 下 水 道 局 長 河 内 政 昭 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

---

午前 10 時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
欠席の届け出のありました議員は、田中敏靖議員であります。

---

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。9番、石田議員、  
10番、宇多村議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。  
よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、6番、曾我議員。

〔6番 曾我 好則君 登壇〕

○6番（曾我 好則君） 皆さん、おはようございます。「自由民主党清流会」の曾我好  
則でございます。

本日は、3つの項目で質問させていただきます。

それでは、まず最初の平成31年度当初予算についてということですが、前市政にお  
ける平成30年度当初予算では、平成29年度の市税収入の伸び悩みに加え、社会保障関係

経費や老朽化に伴う公共施設の修繕・更新経費が増加するなど、厳しい財政環境でありました。

加えて、防府市中期財政計画では、実質単年度収支の赤字が4年連続となり、財政調整基金の残高が急激に減少し、このままでは近い将来、基金が枯渇する厳しい財政状況であり、現在の歳入歳出構造を維持した場合、5年間で約80億円の財源不足が生じるとされておりました。

このため、平成31年度の予算編成における基本方針では、歳入に応じた歳出構造へ転換を図るため、全ての事業についてゼロベースでの見直しを行い、よりよい施策となるよう再構築を図り、選択と集中により効果的な施策を展開することとされておりました。

そんな中、平成31年度当初予算では、池田市政になって初めての当初予算編成でありましたが、かつてないほど厳しい財政状況の中、通常は国のポストとされる県の総務部長や財政課長を歴任され、県庁でも一番の財政通であった池田市長には、私も含め多くの市民がその手腕を期待しておりました。その分、職員さんも大変だったと思います。

その結果、平成31年度当初予算規模は441億9,000万円、対前年度比で言いますと約43億円の増加でプラス10.9%となり、過去最大になりました。

市長は、市民生活の安心・安全、産業振興、地域活動の活性化に関する事業など、3つの重点施策を掲げるとともに、約580ある全事業を対象に、これまでの市政では見直すことすらしなかった事業をゼロベースで見直しされました。この結果、49もの事業を廃止したことにより、昨年10月の予算編成時に見込んだ財政不足の19億円から約2億円圧縮されるなど、相当苦勞されたことがうかがえます。

それに加え、昨年12月議会の私の一般質問を受け、2年目にして3,000万円を超す赤字施設となった山頭火ふるさと館や、あわせて文化財郷土資料館の観覧料を無料化していただいておりますが、赤字を減らす工夫をしながら、これまで以上に市内外の方々から、文化施設、観光施設として愛されることを期待しております。早々の御決断に敬意を表します。

一方で、こんなに財政が厳しい中でも、新たに取られる事業が51もあり、これまで同僚議員などが切実に要望しておりました事業がたくさん盛り込まれており、この場をお借りして感謝申し上げます。

主な新規事業としましては、市民生活の安心・安全では、子どもから高齢者まで元気で健康な生活を応援する各種事業のほか、小・中学校の防犯カメラの設置、マンホールトイレの設置、救急・安心センターの設置事業など、防災や安全対策に配慮した配分となっております。

産業振興では、おいしい防府農産物ブランド化、防府産品の販売開拓支援、スマート農業導入の実証、水産流通活性化の支援、中小企業サポートセンターの設置、防府観光元年と銘打っての各種事業など、これから防府が大きく生まれ変わるにふさわしい施策が多く盛り込まれており、先行投資といった要素の高い予算でございます。

地域活動では、自治会活動の各種事業のほか、大道地域に続いて玉祖地域におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行、北部地域におけるバス運賃低廉化の実験、小野公民館建替事業など、これからの防府の方向性を見出す事業も含み、まさに生活に密着した事業を実施されます。

そのほかの事業では、関係者の執念により、本年9月に上山満之進誕生150年事業が行なわれますが、ついに陳澄波画伯の絵画「東台湾臨海道路」が防府に帰ってまいりますし、鉄道高架25周年記念もとり行われます。

また、日本陸連公認期間満了に伴う陸上競技場改修事業、全国大会に出場する際の報奨金支給や経費を補助する事業も拡充されております。

さらに、国の事業に呼応した幼児教育無償化事業や緊急自然災害防止対策事業など、補助事業や起債の交付税措置率の高いものも的確に取り込んでおられます。

これら事業に加え、今後は本格化する庁舎建設事業も控えております。前市長時代は、これまでの私の財政運営に関する一般質問に対し、非常に楽観的な回答でしかありませんでしたが、今思えばとても庁舎を建てられる状況ではなかったことから、できもしない駅北に庁舎を持っていこうとされていたのかもわかりません。

今回、これだけの新規事業や各種大型事業が行なわれるのは、財政を知り尽くした市長が誕生したことによるところが非常に大きいのではないのでしょうか。

ここで、お尋ねいたします。

中期財政計画で定めた3年間の集中取組期間の初年度として、歳入歳出の両面から取り組み、歳入水準に見合った歳出構造への転換を図られる中で、市長の思いが詰まったすばらしい予算になったと感じておりますが、平成31年度当初予算編成に当たっての市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 6番、曾我議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 曾我議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成31年度当初予算についてお答えいたします。

まず、予算編成を終えた感想を簡単に述べさせていただきたいと存じます。

私は、県職員として、長年、予算に携わってまいりましたが、県と違い市の場合は市民

生活に直結するサービスにかかわるものが多く、市長としての判断が市民に対してどのように影響を及ぼすのか、多くの場面で判断に悩み、厳しい財政状況の中、今までとは違う意味で非常に苦労した予算編成でございました。

さて、議員御案内のとおり、中期財政計画では、今後5年間で約80億円の財源不足を見込んでおり、この状況を改善するため、平成31年度から3カ年を集中取組期間として、財政健全化の取り組みを強力に推進することとしております。

取り組みの初年度としては、全事業のゼロベースでの見直しや財源確保などに取り組み、当初19億円と見込んでいた財源不足額を17億円に圧縮することを目標といたしました。

事業の見直しに当たりましては、部局単位での一般財源の枠配分方式を新たに導入することで、職員の意識改革を促しつつ、市民生活への影響も意識して、慎重に予算編成を行ってまいりました。

また、財源の確保に当たっては、国・県等の補助事業の積極的な導入を図るとともに、市の借金であります市債につきましても、手厚い地方交付税措置のある市債の積極的な活用を心がけ、将来の財政負担の軽減に向けても取り組んでまいりました。

それらの取り組みの結果、財源不足額は17億2,000万円となり、目標の17億円にはなりませんでしたが、おおむね目標を達成できたところでございます。

私が重点的に推進すべきと考えております施策につきましても、先日、施政方針において述べさせていただいたとおりでございますが、新庁舎の建設や農業試験場の農業大学校への移転・統合を見据えた農業振興、緊急自然災害防止対策事業債を活用した河川の浚渫など、現在の安心・安全な暮らしを確保するとともに、将来の防府市の発展に資する取り組みを進めることとしております。

予算編成を総括しますと、どうにか財政の健全性を保ちながら、市民ニーズを踏まえた新規施策の構築等を行い、活力あるまちづくりに向けた第一歩となる予算が編成できたのではないかと考えております。

引き続き、厳しい財政状況が続くことから、職員一丸となって財政健全化の取り組みを進めるとともに、明るく元気で豊かな防府市の実現に向けて、スピード感を持って取り組んでまいりますので、どうか議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 6番、曾我議員。

○6番（曾我 好則君） 先ほど市長の答弁では、市民生活に直結するサービスに係るものが多く、苦労した予算編成であったということを言われました。県の立場や役割は市とは全く異なるので仕方ありませんが、私は平成31年度当初予算編成に当たり、市長のこれまでの知識や豊富な行政経験が随所に生かされており、池田市長になってよかったとい

うふうに実感しております。

その根拠を幾つか紹介しますが、実は昨年度の予算編成方針の中でも、今年度同様、大幅な財源不足が見込まれることから、全ての事業についてゼロベースで見直しを行う旨の記載がありました。

しかし、いざふたをあけてみると休廃止された事業はほとんどなく、今回49事業の休廃止があったということは、昨年度の見直しがいかに名ばかりであったということです。財政通の池田市長に交代したことにより、部局単位での一般財源の枠配分方式を新たに導入することで、職員の意識改革や市民生活への影響を意識できたことは、これからの市政運営や財政運営に明るい兆しが見えてきたのではないかと考えております。

また、同じく昨年度の予算編成において、新規事業については、補助、単独事業を問わず、実施計画等により庁内合意を得たものを基本とする旨が記載されておりました。私は不自然きわまりない記載と見ておりますが、財源も気にしないで、庁内合意があれば新規事業ができるということでもありますので、財政に関係なく、いかにトップダウンで物事が進んだか、財政不足になるのも当たり前です。

このような中、池田市長は、財源の確保に当たっては、国・県等の補助事業や手厚い交付税措置のある市債の積極的な活用を心がけ、財政負担の軽減を図られるとともに、新規事業については事業見直しにより捻出した一般財源範囲内で要求を行うよう指示されておりますので、市の予算の持ち出しが同じであっても、補助金等がつくので、予算が膨らむのも当然であり、あわせて職員の自主性や創造性も芽生えたのではないのでしょうか。

いずれにせよ、予算編成を総括される中で、市民ニーズを踏まえた新規施策の構築を行い、活力あるまちづくりに向けた第一歩となる予算が編成できたということでしたが、特に市長が選挙を通じて訴えてこられた新庁舎建設、農業振興、地域活動の3つが重点施策の中にしっかり盛り込まれており、的確に市民ニーズを踏まえた上、市長の思いが詰まった、まさに有言実行された市長最初の当初予算であると考えます。

これからも、市長の言われる明るく元気で豊かな防府市の実現に向けて、スピード感を持ってまちづくりに取り組んでいかれることを全力でお支えすることをお誓いし、この項の質問は終わりたいと思います。

続いて、庁舎建設についてでございます。

市長は、昨年8月31日の庁舎建設調査特別委員会において、市民の命を第一に考えた防災拠点としての耐震性のある庁舎の早期完成と、庁舎建設がほかの施策に影響を与えないための事業抑制という2つの観点から、現庁舎敷地を建設地とする方針を明らかにされました。

その上で、新庁舎の供用開始は2025年度の予定であること、また事業費の削減と市の財政負担の低減に取り組んでいくこと、さらには市民の皆様の方々の利便性の向上のため、県総合庁舎機能の合築等により、行政ゾーンを形成する構想などをお示しになりました。

今回、2月14日に行われた庁舎建設調査特別委員会では、随分と庁内で検討を重ねられた結果、さらに工期を短縮され、さらに事業費を抑制され、さらに市の財政負担を軽減されることを示されるとともに、行政ゾーンの形成にもより具体的な実効性の高い案をお示しになりました。

今回の案では、仮設庁舎の建設をやめ、県の総合庁舎を一部賃借することで、早くも5年後の2024年には供用開始できるとされ、約1年の工期短縮と、約4億円の事業費を抑制されております。

また、現在、耐震性のある議会棟を継続利用することで、約10億円の財政負担が軽減できるだけでなく、将来、人口減少等で市役所の組織再編等が起こるのを見越し、新庁舎内に議会機能が転用可能となる空間をあらかじめ計画しておく案もお示しになりました。

さらに、行政ゾーンの形成として、新庁舎内に前回からお示しになっておられた県の総合庁舎機能の移転に加え、現在、耐震性がなく、2021年までなら交付税措置がある文化福社会館機能の複合化や、誘致ゾーンには将来的に警察署を誘致する構想もお示しになり、前回以上に市民の方々の利便性を向上させる計画をお示しになりました。

今回、初めて文化福社会館機能の複合化という案が出てまいりましたが、文化福社会館は震度6強で倒壊または崩壊する可能性があると言われておりますので、庁舎同様、一刻も早く建て替え、または耐震化をする必要がありました。

このため、市長は、庁舎建設がほかの施策に影響を与えないよう、建設費の費用の毎年の起債償還額が庁舎建設基金の積み立て平均額の1億9,000万円以内に抑える必要があったので、本来、庁舎建設後でないと対応できないところ、議会棟を継続利用することで、庁舎と同時に建て替えする案を御提示になられたのだと私は解釈しています。

財源内訳の根拠をお示しになられているのは、恐らく償還期間を30年と換算し、実質的な起債償還額が50億円規模になるよう設定されていたのだと推測されます。

さらに注目すべきは、総務省が毎年公表している地方財政対策の概要において、ことしから市町村役場機能緊急保全事業は2020年までに実施設計に着手した事業は交付税措置が受けられる経過措置が認められるようになりました。これにより、庁舎建設の事業費と市の財政負担が一番安価な案で18億円も抑制できるようになりました。これは知らない人も多いかも知れませんが、池田市長が総務省に対して熱心に要望活動をされた成果であり、幅広い人脈と、その卓越した行動力により、国の制度も変えていただきました。

市民を代表して、敬意と感謝を申し上げます。

ここで、お尋ねいたします。今回、お示しになられた案は、前回と比較しても建て替えプロセスにおける庁舎の解体順や、それに対応した駐車場の確保台数、庁舎の配置イメージやパースなど、着実に検討が進んだことがうかがえますし、財政的な裏づけもしっかりお示しになられています。このため、次回開催が非常に楽しみになっていました、今後について市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 庁舎建設についての御質問にお答えいたします。

議員御案内の市町村役場機能緊急保全事業につきましては、平成28年の熊本地震の際に耐震性のない自治体庁舎が多数損傷し、役場機能の維持が困難になったことを受けて創設されたものであり、従前は財政措置の対象ではなかった自治体の庁舎建て替えに対して、早期建て替えを促進するための期間を限って、国が交付税措置を行うものです。

この事業の対象が、平成32年度までに完成する庁舎となっておりますことから、国に防府市の実情を訴えた上で、期間の延長を要望してまいりましたところ、昨年12月に総務省が発表した平成31年度地方財政計画において、事業年度に経過措置が設けられ、平成32年度までに実施設計に着手した事業については平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることが決定されました。

去る2月14日の庁舎建設調査特別委員会においては、耐震性があるため財政措置の対象にならない議会棟の継続使用や、県の総合庁舎の賃借による仮設費ゼロの実現による事業費の抑制に、交付税措置が加わることにより、市の実質的な負担を昨年8月にお示した金額から約30億円抑えることができる旨をお示したところでございます。

財源について、しっかりとしためどが立ったことから、耐震性がない文化福社会館の機能を庁舎と複合化する案を今回新たにお示しいたしました。

庁舎建設に係る財政負担が市の他の事業に影響を及ぼすことのないよう、複合化に当たっても公共施設の複合化に対する国の財政措置のある事業債の活用も視野に入れながら、今後、具体的な検討を行ってまいります。

いずれにいたしましても、市町村役場機能緊急保全事業の対象となるためには、平成32年度までに実施設計に着手することが絶対条件となりますので、工期短縮「より早く」、事業費抑制「より安く」という取組項目のもと、現庁舎敷地における行政ゾーンの形成に向け、スピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

来年度からは設計業務に取りかかる予定でございますが、ワークショップ等を通じて、

市民の皆様や関係団体等の御意見を伺いながら、また、市の広報等により随時状況を御報告しながら進めてまいりますので、議員各位におかれましては御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 6番、曾我議員。

○6番（曾我 好則君） 市長におかれましては、庁舎建設に係る財源確保に奔走していただき、ありがとうございます。市町村役場機能緊急保全事業の対象になるためには、平成32年度までに実施設計に着手することが絶対条件ですので、最大会派として全面的に協力したいと思います。

これとあわせて、仮設費ゼロや文化福社会館の複合化等により、全部で約30億円の市の実質負担を軽減されたということですが、前市政においては補助金などの裏づけは一切なかったわけですから、これは特筆すべきこととして、地元の新聞にぜひ載せていただきたいというふうに思います。

また、耐震性のある議会棟と耐震性のない文化福社会館をてんびんにかける手法には少々私もびっくりしましたが、これで議会棟を優先したら市民に笑われますので、議会棟の継続利用は最大会派として全面的に協力したいと思います。

市民等への周知につきましては、ワークショップ等を通じて、市民の皆様や関係団体等の御意見を伺いながら、また市広報を通じて市民に随時状況を報告しながら進めるということなので安心いたしました。市民に対しては真摯で丁寧な対応をお願いいたします。

最後に、新庁舎の市民利用空間等に関しては、これから議会の多数を占める友好会派で取りまとめて、要望したいと考えております。

新庁舎建設に当たっては、より早く、より安く、スピード感を持って、議会も一緒になって進めてまいりたいことを今表明し、この項の質問は終わりたいと思います。

続いて、3つ目の入札制度の見直しについてでございます。

まず、工事における入札についてでございますが、この質問は私が当選して初めての議会となる平成28年12月議会で同じ内容の質問をしておりますが、前市政においては地元の建設産業を育成する気が全くなかったのか、残念ながら入札制度を変更していただけませんでした。

しかし、車はマツダ、タイヤはブリヂストンと、地元企業を大事になされる池田市長におかれましては必ず御理解いただけると信じて、再度質問させていただきます。

さて、地元の建設産業は、その地域の基幹産業として、地域経済の発展並びに雇用の確保に大きく貢献しています。また、地域の安心・安全を守るという地域建設業の社会的責務を果たすため、地震や豪雨等の災害時には積極的に応急復旧活動をしていただい

ております。

平成21年7月に本市で起こった豪雨災害では、二次災害の危険があるにもかかわらず、右田や小野地域等において、昼夜を問わず人命救助や災害応急復旧活動をされたことは記憶に新しいところであり、災害対応における地元の建設産業の果たす大きな役割について、改めて認識させられたところでもあります。

また、環境美化や保全活動、地域住民との触れ合い活動など、さまざまな社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

しかしながら、県の公共事業関係予算は、平成30年度の当初予算において、平成8年のピーク時に比べ35%程度まで落ち込んでいます。一方、県内の建設業許可業者数は、平成8年と比較して平成30年度3月末現在で7割近く存続しており、公共事業の低迷や建設業者数のバランスの崩壊など、市場の大きな構造が変化する中、非常に厳しい経営環境に直面しており、経営の合理化、効率化を余儀なくさせられています。

こうした中、建設産業の経営基盤強化に向け、国では技能労働者への適切な賃金水準の確保、配置技術者の要件緩和など、県の入札制度では独自に調査基準価格及び最低制限価格の引き上げなど、建設業離れを食いとめるべく積極的に取り組んでいます。

さて、本市における入札制度には、大きく分けて低入札価格調査制度と最低制限価格制度の2通りがあります。

まず、ごく一部の工事に該当するもので、工事費が高額なものや高度な技術力を要するものなど、競争入札審査会で特に認められたものについては低入札価格調査制度になりますが、県同様、直接工事費と各諸経費に一定の割合を乗じたものが調査基準価格となり、そこから2%下回る額を判断基準額としています。入札した金額が調査基準価格から判断基準額の2%の間に入っていた場合、工事費内訳書などを提出した上で、適正な審査を受けた後、契約は適正に履行されるとして、正式に落札となります。

一方、工事金額が500万円以上では、最低制限価格となります。本市のほとんどの工事はこれに該当しますが、先ほどの調査基準価格の設定方法と同様、直接工事費と各諸経費に一定の割合を乗じたものが最低制限基準価格となりますが、そこから2%下回る額を最低制限価格としています。低入札価格調査制度と異なり、この2%の間に入っていた場合は、調査や審査などは行っていません。

県では、この2%の価格帯である最低制限価格と最低制限基準価格という設定はしていません。それは、審査や調査を実施していないから、無意味に入札金額を下げる行為ではないからです。このため、県では、県と市が全く同じ工事を発注した場合、本市よりも2%高い金額で受注できるようになっています。

また、この2つの入札制度に該当しないものもあります。それは、500万円未満の工事に該当しますが、これらの工事は入札金額における下限値が設けられていません。簡単に言えば、1円入札でも可能なわけです。

県では、専門工事として、分離分割発注を心がけている舗装、のり面、交通安全施設などの工事では1,000万円未満とし、土木一式や建築一式などの工事では3,000万円未満とし、低入札を防止する対策として、全て最低制限価格制度を導入しています。

私は、建設産業が将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業へと構築していくために、最低価格もない入札制度は論外と考えますし、最低制限価格制度における2%の価格帯も今の建設産業には非常に希少であり、廃止することにより、必ずや経営基盤の強化につながると確信しています。

ここで、お尋ねいたします。公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な確保・育成を目的に、適正な価格での入札を推進するため、県同様の入札制度にさせていただきたいと考えますが、執行部の御所見をお伺いします。

次に、業務委託における入札制度についてでございます。

この質問も平成29年3月議会で同じ質問をさせていただきましたが、先ほど同様、前市政においては地元のコンサル業を育成する気は全くなかったのか、残念ながら入札制度を変更していただけませんでした。

しかし、車はマツダ、タイヤはブリヂストンと、地元企業を大事になされる池田市長におかれましては必ず御理解いただけると信じて、再度質問させていただきます。

さて、本市において、たび重なる低価格での入札が頻繁に行われているにもかかわらず、業務委託に関してはいまだ低入札価格調査制度を設けていません。先ほどの工事では500万円未満の工事等が対象でしたが、業務委託に関しては価格に関係なく全て1円での入札が可能ということになります。

低価格での入札は、発注者側は一時的に安価で済むのでよかったと思われがちですが、業務委託の内訳のほとんどが人件費のため、成果品の品質低下につながり、ひいては工事にも支障を来す可能性があります。また、市内の業者は、労働条件の悪化や雇用の確保も危ぶまれ、いずれ廃業に追い込まれる可能性もあります。

このため、国では官公需法に基づく中小企業者に関する国等の契約の基本方針において、ダンピング受注防止の観点から、低入札価格調査制度の適切な活用を推進するよう各地方自治体に求め、県では平成21年に業務委託の低入札価格調査制度を導入しています。

この制度は、実際に調査基準価格以下で落札すると、受注することは可能ですが、管理技術者をほかの業務との兼務を認めず、専任の配置をすることや、受注者以外の第三者に

調査業務を行わせることなど、受注した業者は相当な不利益をこうむることから、調査基準価格以下では実際に受注できないような制度となっています。

国や県では、さらなる調査基準価格の引き上げにより、労働条件の改善による若手入職者の確保・育成、技術者への適切な賃金支給、資格取得の促進や技術力を向上させ、将来にわたって品質確保の効果を期待しています。

ここで、お尋ねいたします。土木系コンサルタントなどの若手入職者が減少する中、ダンピング受注防止や将来的な品質確保と担い手の中長期的な確保・育成を目的に、適正な価格での入札制度を推進するため、県同様、低入札価格調査制度を導入していただきたいと考えますが、執行部の御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。入札検査室長。

○入札検査室長（内田 和男君） 御質問にお答えいたします。

最初に、工事における入札制度についてでございますが、本市では平成21年に最低制限価格制度を試行により導入し、平成26年に防府市建設工事最低制限価格制度実施要領を制定して、設計金額が500万円以上の工事のうち、要領にのっとった対象工事について最低制限価格制度を実施し、工事の安全及び品質の確保のため、ダンピング受注の防止を図ってきたところでございます。

議員御案内のとおり、最低制限価格の算出方法につきましては、直接工事費等の各費目に所定の率を乗じたものを合計し、そこから2%を下回る額を最低制限価格としておりますが、さらなるダンピング受注の防止対策を図り、公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な確保・育成のために、最低制限基準価格から2%を下回る額を廃止する見直しを行うことで、県や県内他市と同様の制度になるよう、新年度から施行する準備を進めているところでございます。

続きまして、業務委託における入札制度についてでございますが、本市では、工事に伴う調査・設計等の業務委託における入札につきまして、低入札価格調査制度を導入しておりません。

しかしながら、業務委託の品質確保や受注者の経営基盤の安定、労働者の賃金へのしわ寄せを防止するため、工事と同様に、ダンピング防止対策は重要だと考えておりますので、入札制度の見直しについて、県の制度を参考に、本市に適した制度の導入を検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 6番、曾我議員。

○6番（曾我 好則君） きのうの山田議員のお言葉をおかりすればグラシアス。工事に

においては建設業協会からも同様の要望があったと思いますが、期待に応じていただきありがとうございます。

これからも、地元建設産業のために、入札制度におけるダンピング防止とともに、公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な確保・育成を図っていただきますようお願いいたします。

次に、業務委託における入札制度につきましては、過去にいただいた回答と同じでしたが、いまだ落札率が40%を切るものも見受けられます。本市においては、市の施設が被災したとき、緊急性があるとして地元業者に測量等をお願いしたけれども、残念ながら断られた苦い経験があるのは御存じでしょうか。地元業者に断った理由を聞いてみると、防府市はこれまで地元コンサルの育成のために何もしてくれていないということを言われ、衝撃を受けたところでございます。確かに、1円入札が可能な入札制度もそうですし、指名においても地元業者への配慮がなかったことは明らかです。

入札制度においては、価格設定もさることながら、競争性を確保しつつ、地域性に配慮することは重要であります。ましてや、地元の市としては当然のことと言えます。

県では、たとえ高度な技術力を要するものでも、県内業者でできるものはできるだけ分離して県内業者に発注してきましたし、県内業者でできるものを県外業者に発注することはありませんでした。また、県内業者を選定する際には、地元業者を必ず指名してきました。

特に、車はマツダ、タイヤはブリヂストンと、地元企業を大事になされる池田市長におかれましては、市長の思いとは異なる入札制度があることを知っていただいた上で、今後においては地元企業に特段の配慮をいただきますようお願いいたしまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、6番、曾我議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、19番、田中健次議員。

〔19番 田中 健次君 登壇〕

○19番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。このたびは、3点到りわたくしに質問をいたしたいと思っております。

まず、質問の第1は、行政評価についてであります。

行政評価について、私は2011年、平成23年6月議会、2012年、平成24年12月議会、2014年、平成26年6月議会において、お伺いしております。前回の

質問からやや経過もしておりますので、改めて行政評価について述べさせていただきます。

行政評価とは、自治体の仕事を効率的・効果的に進めるための事業評価をしていくことで、自治体は民間企業と異なり、利益増大が業績目標とはなりません。したがって、自治体の仕事は、財務数値だけで評価することはできません。

例えば、環境で言えば、水質・大気・土壌汚染をあらわす数値のような非財務数値で示されます。財務数値に非財務数値を加えた評価をし、行政運営の手法として展開していくのが行政評価というふうに言われております。

防府市では、防府市における自治の最高規範である自治基本条例の第18条で、行政評価の実施を義務づけております。2012年、平成24年3月に初めて行政評価が公表され、以後、毎年実施されて、昨年12月に8回目の行政評価が公表されました。

これまでの一般質問で、評価の記載内容や評価の甘さについて指摘させていただきました。改めて、市執行部のお考えを伺い、今後の改善につなげていただきたいと思いますと考えております。

そこで、具体的な質問に入りますが、1つ目は行政評価についての総括であります。

行政評価をこれまで実施してきましたが、これまでの成果と今後の課題についてどのように考えておられるのか、この点についての市執行部のお考えをお伺いします。

2つ目は、行政評価の公表時期についてであります。

公表時期は、最初の2年間は3月でありましたが、3年目には努力されて11月に公表時期を早められました。その後は、ほとんど12月に公表されています。決算の参考資料として、行政評価調書を議会の決算審査に間に合わせるよう、もう少し早く公表すべきではないかと思えます。

2月初めに、議員向けの地方財政の研修会に参加を私はしましたが、埼玉県秩父市では行政評価調書を決算審査の成果報告書として活用されている事例が講師から紹介されました。また、山口市でも、まちづくり達成状況報告書として、決算の主要な施策の成果報告書と一体化して作成され、行政評価の調書を決算審査に間に合わせるような形でされております。公表時期を早くするという点について、市執行部のお考えをお伺いいたします。

3つ目は、行政評価と予算編成の関係についてであります。

予算編成に当たって、行政評価をどのように反映させているのか、よくわかりません。行政評価の成果を予算編成作業に反映させる仕組みをつくるべきと考えますが、どのように予算編成に反映させているのかについて、市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松村 学君） 19番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。総合政

策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 行政評価についての御質問にお答えいたします。

本市では、議員御案内のとおり、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、防府市自治基本条例に基づき、平成23年度から行政評価を実施してまいりました。

まず、1点目の、これまで実施してきた行政評価の成果と今後の課題についてお答えをいたします。

成果といたしましては、行政評価制度を導入したことで、行政活動の質を高め持続させる、計画、実行、評価、改善、いわゆるPDCAのマネジメントサイクルが構築され、定着したことが挙げられます。また、成果指標などを用いて施策の達成度や有効性を評価することで、総合計画の進行管理が行われるようになり、さらには評価作業を通じて職員の意識改革が図られたとっております。加えて、行政評価を公表することにより、行政運営の透明化が図られたと考えております。

次に、課題といたしましては、評価をする件数が多いことなどから、全体の取りまとめに時間がかかっていることが挙げられます。

次に、2点目の、決算審査の資料とするため、行政評価の公表時期を早くすることについての御質問にお答えいたします。

1点目の行政評価の課題でも申し上げましたとおり、全体の取りまとめに多くの時間がかかっております。行政評価全体の流れを申し上げますと、まずは5月の出納閉鎖後に各課で自己評価した事務事業ごとの行政サービス基本台帳を作成し、その台帳をもとに、7月下旬ごろから各課へ事務事業のヒアリングを行っております。ヒアリング終了後、総合政策課で約560件の事務事業について、施策の達成度と評価性をしっかりと評価するとともに、3カ年の事業費などをまとめた実施計画も作成した上で公表しており、相当の事務量となっております。

行政評価制度の開始当初は年度末に公表しておりましたが、評価手法の改善や職員のノウハウの蓄積などにより、近年では翌年度の予算編成に間に合うよう、年内に公表しているところでございます。

最後に、3点目の予算編成へ行政評価をどのように反映させているかについてお答えいたします。

行政評価の中で、各部局は行政サービス基本台帳の作成やヒアリングを通じ、事業の方向性の検討を行っております。これを踏まえまして、より効果的な事業への見直しなどを図り、予算要求につなげているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 御答弁ありがとうございました。

行政評価についての総括ということで、意識改革ということと行政の透明性が図られるようになったと、これはよく行政評価の効果ということで言われていることでもあります。

ただ、時間がかかるということで、私が求めました決算の時期に間に合うような形でというようなことではありますが、防府市ではこれが12月にかかるということですが、隣の山口市ではこれが——山口市では決算審査を10月までずれ込んでやるということがありますから、防府市議会のように9月中にほぼ議会が終わるということではありませんけれども、しかし9月末か10月初めにはこういった資料が隣の山口市ではできるということでもありますので、あるいは秩父市ではそういうことがされているということでもありますので、この辺はぜひどういう形ですればいいのか。

これは、先ほど予算要求だとか、そういうものにもつながっていくということをおっしゃいましたが、我々議員も行政評価の結果についてホームページで知るの、今の年度でいくと12月の末、あるいは1月早々ということになるわけでもあります。かなり膨大なものですから、できればもっと早い時期にして、新年度の予算、こういう方向で行くべきなのかどうかということを決算審査とあわせて議論するようなスタイルをつくるべきじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひこの辺について今後の検討をお願いしたいと思います。

それから、私なりの行政評価についての総括といいますか、そういうことをしておきたいと思うんですが、当初は初年度は維持継続が684で、改善というのが5でした。縮小、休止、廃止はゼロ、拡大もゼロというようなのが初年度でありました。私が前回質問したときの直近の行政評価は3年目ですけども、そのときには拡大が1、維持継続が534、維持改善が34、あと縮小、休止、廃止がゼロでありました。そういう形で、評価が甘いのではないかということをおっしゃったことがあります。

しかし、その後、例えば28年、29年、これは前市長の時代ですけども、28年だと、拡大が49、維持改善が45、縮小が2、廃止が3というような形が変わってきております。それは、昨年12月に発表されました行政評価でも、拡大が11、維持改善が44、縮小が6、休止が1、廃止が1と、維持継続が493で多いわけですが、基本的にそんなに維持継続が減るようなものではありませんから、これはこれでいいと思うんですが、そういう形が変わってきております。

そして、その中で例えば縮小だとかいうもの、あるいは廃止というものが、昨年の行政評価で出されているものが今回の予算で廃止になったり、そういう形があるわけですね。

我々とすれば、それを初めて予算書の段階で知るような形になると。

敬老祝金についても、これは維持改善というような形でしたけれども、88歳の分が今度の条例審議で出るということでもありますけれども、もう少しそこを議会と執行部の関係がきちっとパイプができるように、行政評価のそういうものを早い段階で、例えば決算審議のときに、これまでの例えば敬老祝金についてどうなのかということとあわせて、これをいきなり例えばこの3月議会に出されるようでは、ちょっと執行部と議会とのパイプが詰まっているんじゃないかというような形になりかねないと思いますので、今後、ぜひそういったものについて、早目に出すようにしていただきたいということだけ要望して、1項目の質問は終わりたいと思います。

質問の第2に入ります。質問の第2は、予算編成についてであります。

地方自治体は、住民福祉の増進のため、各種行政サービスを実施していますが、今日の人口減少、少子高齢化の中で、限られた財源をどう使うのか、何を優先させるのか、こうした点を行政内部、あるいは執行部と議会という枠組みだけでなく、広く市民とも共有しなければならないというふうに思います。

行政評価の質問でも紹介した本市の自治の最高規範である自治基本条例では、第5条で自治の基本原則を定めていますが、その第2号でこうっております。「市民等、市議会及び市長等は、市政に関する情報を共有するものとします」、こうしております。

ここでちょっと紹介しますが、公益財団法人日本都市センターが編集した「自治体の予算編成改革」という書籍があります。「ぎょうせい」という本屋さんが出しておりますが、予算編成過程において、こういうふうにっております。予算査定という行為は、かつて密室の秘儀とまで言われるほど専門的であり、ブラックボックス化していたと。密室の秘儀というふうに言われております、この本の中です。予算編成過程の透明性を高める取り組みとして、この本の中では浜田市の事例を紹介しております。

島根県浜田市では、予算編成の概要及び編成方針、予算編成作業の透明性を確保することにより、市事業への理解を深めてもらう取り組みをしております。具体的には、各部署の予算要求と査定結果と、部局別の全てではありませんが主要施策の予算要求と査定状況、これを2006年度、平成18年度当初予算から公表しております。こうした予算編成過程を透明化する取り組みは、全国で広がりつつあります。

そこで、1つ目の質問は、予算編成過程の透明化を防府市でも図るべきではないかという点であります。この点について、市執行部の御見解をお伺いいたします。

2つ目は、予算情報をわかりやすく市民に説明する資料、わかりやすい予算書を作成すべきではないかということでもあります。

地方自治法などで定められている予算書、予算に関する説明書、予算参考資料などは、市民にとっては難解な財政用語と数字の羅列で、わかりにくいものとなっています。こうした予算書とは別に、わかりやすい予算書という形で、市民に財政状況を理解してもらうこと、主な事業の内容を知ってもらうこと、税金の使途に対する説明責任を果たすことなどを目的として、近年、多くの自治体で作成されています。

新年度予算と一緒に、ことし公表されました防府市の平成31年度当初予算案の概要は、これまでよりもわかりやすいものになっております。その点をまず評価をさせていただきますが、これをもう少し工夫すれば、私は立派な防府市のわかりやすい予算書となると思います。

予算情報をわかりやすく市民に説明する資料、わかりやすい予算書を作成するということについて、市執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 予算編成についてお答えいたします。

まず、1点目の予算編成の透明化を図るべきではないかとお尋ねでございます。

予算の編成につきましては、予算編成方針の発表後、見積もりから査定に至るまで、さまざまな調整を繰り返した結果、最終的な予算案として議会に上程しているところでございます。

その途中経過につきましては、あくまでも意思形成過程でありますことから、編成状況について公開する予定はございませんが、議案発送と同日に行います報道発表後、速やかに予算案の概要をホームページに掲載するなど、できるだけ詳しく早く公表を行ってきたところでございます。

引き続き、市民の代表により構成される議会におきまして慎重な審議をいただくことによって、予算内容についての説明責任を果たしてまいりたいと存じます。

次に、2点目の予算情報をわかりやすく市民に説明する資料を作成すべきではないかとの御質問でございます。

議員御案内のとおり、私も市民の皆様には予算の内容についてわかりやすくお伝えしていくことは大変重要なことであると認識しております。議員御承知のように、市民向けの説明資料として作成し、ホームページで公開しております予算の概要につきましては、見やすい資料となるよう毎年改良を重ねてきたところであり、今回は大幅に変えたところでございます。

平成31年度当初予算案の概要につきましては、お手元にお配りしておりますとおり、

パソコン等で見やすいよう横向きにレイアウト変更するとともに、予算編成方針に基づき、重点的に推進する施策ごとに施策の目的や図表を加え、さらに新規事業、拡充事業、既存事業の掲載量も増やし、市の取り組み全体がわかりやすくなるよう大幅に見直しを行ったところでございます。

また、予算の詳細についてお知りになりたい方に対しましては、議案の参考資料である予算参考資料をホームページに掲載し、より情報を得やすい環境づくりを進めております。

さらに、身近な広報手段であります市広報につきましても、4月1日号に予算のポイントや市民生活に関係のある事業について、よりわかりやすい表現で掲載するよう準備を進めているところでございます。

引き続き、わかりやすい資料作成に努め、市民の皆様へ予算について周知を図ってまいります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（松村 学君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 予算編成過程の透明化というところで、まさか意思形成過程という言葉が飛び出てくるとは私は予想しておりませんでした。意思形成過程という言葉そのものが、言ってみればブラックボックスなわけですね。

それで、浜田市では、例えば予算要求の額、各部が、各課が、各事業が——主要事業に限りますけれども——浜田市では主要事業でこれだけ予算要求を担当の課がしたと、その結果をこれは予算編成過程が終わった後に議会に公表しております。これは、だから先ほどの意思形成過程云々なのでできないという話ではなくて、意思形成過程後の話になるわけですが、そういうものは今後議会に対して報告することが可能だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えします。

今、議員がおっしゃいました予算編成のできるまでの経過の公表につきましては、その部分というのはあくまで意思形成過程という言葉で答えておりますが、いろいろ調整している段階のことなので、それを事後であれ公表することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） これは、山口県全体がこういうものについて非常におくれているということでありまして。県がおくれているから、各市もおくれているということになるわけですが、進んだ市、全国的にですが、例えば京丹後市、これは人口5万5,000人ぐらいの防府市よりも小さな市ですが、これは各部局ごとの要求額が幾らかということを

前の年の段階で公表しております。各部がどれだけ予算要求しているのか。当然、収入との関係で差額が出てきます。当然、歳出超過の金額になるわけですが、それをどういふように調整するかという形で、そして最終的には市長の査定額ということで出しております。これは、補正予算についても、毎回そういうことを出しております。

それから、例えば野洲市——これは滋賀県ですが、野洲市は、私が調べた限りでは防府市レベルの、大きな政令市とか、そういうのを別にして、ここも人口5万1,000人の市ですが、市民に対して予算編成の過程を3回公表しております。まず、1回目が予算要求、各部がどれだけ予算要求したかという段階です。これだけ各部から予算要求がありましたと。2回目は、課長、部長段階での内示、この段階で2回目の公表をします。これだけ削りましたという形でやります。そして、これをホームページで発表するわけですね。そして、市民懇談会という形で、その発表したものについて市民の意見を聞くという形をしております。そして、その後に市長査定をするというような段取りで、まさに予算編成過程そのものが公開をされている、公表されているということでもあります。そのほかにも、そういった取り組みを全国の市が始めております。

それで、これは全国市民オンブズマンが、2010年と12年に、そういったことについて調査をしました。予算編成過程の透明度ランキングということで、都道府県と、それから政令市について行いました。残念ながら、山口県は2010年の分では36番目から42番目の水準にあるということで、得点が100点満点の32点であります。それは厳しい査定をしているのかと思うと、鳥取県は100点、長野県は90点、大阪府は83点という形で評価がされております。

そういうところはどういうことをやっているかという、要するにさっき言ったような要求額、それが課題別要求額、部局別要求額、その事業額、前年度予算額、事業内容、財源内訳、そういったものを公開をまずすると、ホームページにですね。それを予算議会の前にすると。それから、事務レベルでの査定、それから査定の理由も明らかにする。知事や市長の査定と査定の理由も明らかにする。こういったことを例えば鳥取県では既にやっているわけでありませう。

したがって、意思形成過程だからどうのこうのではなくて、そういったものが今求められる時代になってきているわけですね。この辺はもう少し前向きに考えていただきたいと思うんですが、市長、感想があれば御意見伺いたいと思います。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 今回の予算編成過程の公開ということの御質問にお答えいたします。

そういう途中の段階で、意思形成過程ということで先ほど答弁申し上げましたけれども、これは御例示ありました鳥取県の片山知事がたしか一番最初にやられたことだと思います。透明性ということでやられたと思うんですけれども、私も財政で20年近くやっていたので、そういうことのメリット、デメリット、いろいろなことをやっていますけれども、私はまずは予算についても、私は市議会と一緒にやっていくべきだと思っておりまして、そちらを県議会のときも言っていましたけれども、まず議会の皆様とということがまず一番でございます。

それから、実際に事例、やっているところを見ますと、途中段階でやると、財政課は本当作業が大変なところなので、そのために新たな定数の確保とかあって、相当の作業になります。そういうことを考えますと、市民サービスをトータルで考えますと、そうでなくて、そこはしっかりとまず予算編成に資していくということが大切だと思っていて、先ほど答弁しましたけれども、できた予算についてはしっかりと市民の皆様にご理解いただき、わかりやすいことを努めたいと思っていて、4月1日の防府の新しい広報におきましても、斬新な形で今度はしっかりとわかりやすいように努めてまいりたいと思っております。

○議長（松村 学君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 確かに、県段階ではそうかもしれませんが、私はあえて例を出したのは、政令市だとか県庁所在地の市ではない、人口でいけば防府市の半分ぐらいの人口の市であります。当然、そういったところは少ない職員数でありますけれども、それでもそういった形でできるということですので、ぜひこの辺はもう一度抜本的に考え直していただきたいと思っております。

それと、もしそれができないのであれば、その途中の過程を公開すると。例えば、北海道のニセコ町は、予算の市の職員に対する予算編成方針の説明会、これを公開しております。それから、財政課が各部局からするヒアリング、予算の要求のですね、これも公開しております。進んでいるところはそういうことをするわけです。

そうすれば、これは事務作業は特に要らなくて、その会議を公開するというだけで済むわけですから、ニセコ町は町ですから、市よりもっと職員の数が少ないから、そういうことをされているのかもしれませんが、ぜひ予算の透明化ということについては、そういったことがあるということをおっしゃっていただきたいと思っております。

それで、あわせてわかりやすい予算書ですけれども、今の市広報で今度されるということもありますが、市広報のボリュームというのはどうしても制限されます。そうではなくて、一般市民に対してはそうでありますけれども、あるいは自治会の代表者だとか、まちづくりに関心を持っている方、市民団体で活動している方は、もっと市の例えば福祉の財

政がどうか、教育の予算がどうかだとか、いろんなことに関心を持たれていると思いますので、そういった方に向けて、今の概要を体裁をいろんな形で作り直すという形で十分にまずは対応できると思います。

それから、順次、そこに盛られている事業数を多少膨らますというような作業になると思いますが、そういったことをぜひやっていただけないかということをお願いしておきたいと思います。

それで、時間も限られておりますので、質問の3番目に入りたいと思います。質問の第3は、市長行政報告の庁舎建設についてであります。

市長行政報告の中で、庁舎建設について、去る2月14日の庁舎建設調査特別委員会での市執行部の考え方が示されたことの報告がなされました。私は、現在の人口規模だけではなく、将来の人口予測も見据えた庁舎のあるべき姿、こういったことも考え、4号館を耐震補強して使い、4号館に見合うだけ新庁舎の床面積を削減することを昨年の特別委員会などで主張してまいりました。もちろん、議会棟の継続使用ということでもあります。

今回、示された議会棟継続使用のライフサイクルコストの比較の4つのパターンのうち、市執行部が進められようと考えている、議会棟を議会棟のまま使用し、新庁舎内に議会フロアに転用可能な空間を計画し、20年後に転換する場合は、将来の人口予測も視野に入れたものとして評価できるものと考えております。

ところで、文化福社会館との複合化については気がかりな点が幾つもあり、この課題について掘り下げて議論することが必要と感じております。

そこで、具体的な質問ですが、まず1つ目に、どの程度の機能の複合化を想定されているのか、2つ目に、床面積はどの程度になるのか、この2点についてまず明らかにしていただきたいと思います。

3つ目に、文化福社会館との複合化となれば、来館者用の駐車場の駐車台数の不足が想定されますが、どの程度の台数が必要になると考えられているのか。

4つ目に、駐車料についてはどう考えられているのか。仮に、現在のルルサス駐車場の料金を当てはめると、2時間の講座に参加される方は毎回200円程度の駐車料金が必要となります。

以上4点について、お考えをお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 新庁舎建設についての御質問にお答えいたします。

去る2月14日の庁舎建設調査特別委員会におきまして、庁舎と文化福社会館の複合化

について御提案をさせていただきました。これは、国の市町村役場機能緊急保全事業の期間が延長されたことで財政措置を受けられるようになったこと、耐震性がある議会棟の継続使用や既存施設の賃借等による仮設費ゼロの実現による事業費の削減等により、市の実質負担を抑制することができるめどが立ったことから、耐震性がなく、対策が急がれる文化福社会館の機能を庁舎に複合化する考えをお示したものでございます。

まず、複合化する機能の範囲や、その延床面積の想定についての御質問でございますが、現在、文化福社会館のさまざまな機能について、各施設の利用状況等も鑑みながら検討を始めたところでございます。来年度、基本設計を進める中で、ワークショップ等を開催し、市民の皆様や関係団体等の御意見、御要望等も伺いながら、具体的な方針を決定していきたいと考えております。

次に、複合化に伴う駐車場の取り扱いに関する御質問でございますが、今後、複合化する機能について検討を進める中で、必要となる駐車場台数や位置、形態等についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。また、駐車料につきましても、新しい施設にふさわしいあり方を考えてまいります。

市町村役場機能緊急保全事業とは別に、公共施設の複合化に対する国の財政措置がございますので、それを活用することで事業費が抑制できるよう、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 新しく出てきた課題でありますので、今の時点で明確な御答弁はやはり難しいと思いますし、それは理解します。

それで、ただ、複合化するということか、移転をするということになれば、現在の文化福社会館の規模だとか、そういったものも頭の中に入れておかないといけないと思いますので、これは教育委員会のほうになるのかもしれませんが、現在の文化福社会館の床面積がどれぐらいあるのか、そして現在、文化福社会館のための駐車場台数がどれぐらいあるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

現在の文化福社会館の床面積の合計は、4,617.02平米でございます。また、無料の駐車場が70台ございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 約4,600平米あるということになって、駐車場も70台

ということで、これは市役所の庁舎に考えなければいけない駐車場の台数との関係でいけば、かなりのパーセント増えるということになるんだろうと思います。

それで、もう一つ、これは今の時点ではっきりしないわけでしょうが、文化福祉会館機能の複合化をする場合、片方に市役所の事務的なそういったスペースがあるわけですね。それが、今の場合、1つの建物の中に入れるというようなことが、これまでに出ている資料では読み取れるわけですが、もし1つの建物にするとすれば、私は事務所機能はやはり一体化するべきだろうと思いますので、そうなれば文化福祉会館機能は庁舎の最上階のワンフロアかツーフロアかわかりませんが、ワンフロアにはならないと思います。

今、約1,800平米ということでワンフロア、この前示された案では言われておりますから、例えばツーフロア、複合化というときには床面積が減らないと、この事業の対象にならないということでもありますから、そうすると上の2階を例えば、それほどの規模を移転しないとなればワンフロアで済むのかもしれませんが、そういう考え方になるのか、それとも各階にまたがって、文化福祉会館機能がずっと上から下まで行くような形になるのか、この辺のイメージはどういうふうに今考えておられるのでしょうか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 御質問にお答えします。

去る2月14日の特別委員会におきまして、文化福祉会館の機能を庁舎に複合化することを御提案させていただきました。継続使用した議会棟が、将来、耐用年数を迎える際には、そこも改修できるようなことも御提案させていただいたところでございます。

今、具体的にどこの部分に置くとか、そういうことにつきましても、今後、基本設計を進める中で具体化していくこととなります。また、具体的にはワークショップやパブリックコメント等、市民の皆様の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

それに先立ちまして、特別委員会において、議員の皆様方にもまた御協議というか、御提案もさせていただきたいと考えております。

○議長（松村 学君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 今後、検討するというのでいいわけですが、検討する上では、私が今言ったことが1つあるんじゃないかと思います。

それから、同時に、20年後に議会フロアに転用可能な空間というのはどの位置になるんだろうか。これやはり他市の庁舎を見ると、この議場のように、議場が天井が高いということで、最上階に議場が、議会スペースが設置されているようなことがあると思います。そうなりますと、文化福祉会館機能と場所のとり合いになるんじゃないかということも懸念されるということを申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つ、ワンフロアの面積を今1,800平米程度で考えておられますが、初日の山田議員の質問の際に窓口の問題がちょっと言われました。そういう意味でいけば、私は2階ぐらいまでに、市民の方がよく利用される部署を配置すると、そのためにはワンフロア1,800平米では狭いんじゃないかと。前は、1階、2階は3,000平米にするというようなことが言われております。

それから、あるいは高層にするとなればなるほど、階段だとかエレベーターのスペースがその分はみんな無駄になるわけですね。無駄ということは適切じゃありませんが、要するにそれにとられてしまうと。ある行政のOBの方にはそういうことを言われまして、そんなに高くするものではないと、こういったアドバイスも言われましたので、この場で御披露しておきたいと思います。

そういう意味でいけば、2期工事ということで、今、防災用のそういったスペースというものが交差点のほうに確保されておりますが、これほどのスペースがなくても、もうちょっとそれが少なくてもいいんじゃないかということを意見として申し上げておきたいと思います。

それから、最後に1つほど言わせていただきますが、先ほどの曾我議員の質疑とかの中で、市債ということで、18億円ぐらい交付税措置云々というようなことがありました。ただ、仮に95億円が事業総額だとすると、起債は75%まで認められています。そうなりますと、71億円まで起債ができるわけです。4分の3ですから。そうしますと、交付税措置は18億円ではなくて21億円もらえるということになります。

同時に、基金は35億円じゃなくて24億円で十分だと。事業そのものが、要するに自主財源は4分の1でいいわけですから、この辺のところもぜひ考えていただいて、そうすれば11億円、基金がほかのことに使えると。

市債が増えますから、その分の後年度負担というものは当然出てきますが、市長はより有利な交付税措置がたくさんできる、そういったものを活用したいというふうに先ほど言われましたので、そうであれば目いっぱい交付税措置ができるような規模まで活用するというのも1つの予算の考え方、それによって新たに11億円財源が生み出されるということだけ申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松村 学君） 以上で、19番、田中健次議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、17番、高砂議員。

〔17番 高砂 朋子君 登壇〕

○17番（高砂 朋子君） 「公明党」の高砂でございます。2項目にわたって質問をさ

させていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

1 項目でございます。投票しやすい環境づくりについて質問をいたします。

平成19年6月の一般質問において、投票所のバリアフリー化について取り上げ、投票したいけれども投票がしづらいと訴える方々の声を届けさせていただきました。さまざまな改善がなされておりますが、平成28年4月、障害者差別解消法も施行され、投票しやすい環境づくりの必要性もさらに増してきました。そこで、有権者の誰もが投票しやすい環境となるよう、さまざまな角度から質問をさせていただきます。

1 点目、施設内のスロープや手すり等のバリアフリー化の現状をお聞かせください。また、再度点検が必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

2 点目、車椅子や車椅子用の投票記載台、点字や拡大文字による候補者名簿、コミュニケーションボードや筆談ボード、老眼鏡や拡大鏡等、投票支援を目的とした備品等の準備状況と、その周知について伺います。

3 点目、トランスジェンダーへの配慮について伺います。平成30年2月、「市民の声」に、期日前投票宣誓書の男女欄の見直し等、トランスジェンダーへの配慮を求める声が寄せられておりました。また、最近、私がお聞きした声ですが、トランスジェンダーの方が投票所において、「本当に男性ですか」と職員に聞かれ、周りに人がおられたこともあり、大変嫌な思いをされ、その後、一切選挙には参加していないとのことでした。現在、どのような配慮をされているのか伺います。

4 点目、期日前投票の混乱を避けるための対応についてでございますが、このことについては山根議員が平成27年より4回にわたって取り上げ、市は市民の側に立ってしっかり知恵を出し、利便性を向上させていくべきと、あらゆる角度から要望しております。あわせて、投票システムの早期導入とショッピングセンター等の共通投票所の設置にも言及しております。

間近に迫っております4月の県議会議員選挙、またその後の参議院選挙の際の期日前投票の混乱を避けるための対応をどのようにされるか、改めて伺います。また、投票システム導入のスケジュールと、期日前投票所の増設をどのように考えておられるのかを伺います。

5 点目、わかりやすいホームページの作成について伺います。

平成28年6月に、18歳に選挙権年齢が引き下げられました。若い人はもちろん、さまざまな情報をスマートフォン等で調べる方が増えてきました。本市の選挙管理委員会事務局のホームページを開きますと、新着情報に続き、郵便等投票制度、防府市における選挙の記録、直接請求に関すること、各種選挙日程、選挙人名簿登録者数、選挙人名簿の閲覧状況、選挙運動費用の要旨の公表、そして期日前投票制度、不在者投票と続きます。と

にかく、検索しにくい一言です。

検索した内容は情報量も少なく、わかりにくいため、これまでは他市のわかりやすいホームページで私は確認してまいりました。今回の質問に当たり、さまざまな市のホームページを検索いたしました。周南市の項目立ては、大変わかりやすいと感じました。横浜市は「はじめての投票」というページに、期日前投票や不在者投票などの方法、投票所での流れ等が、写真やイラスト入りで詳細に紹介されておりました。兵庫県高砂市は、投票所での投票の仕方の動画を配信、福島県会津若松市では、引っ越しした場合のQ & Aが詳細に紹介されておりました。

御紹介したそれぞれの市のホームページは、選挙そのものがわからない人が見てもわかりやすい、またわからない人に教えてあげるにも教えやすい、親切で丁寧な内容だと感じただけでございます。

防府市のホームページは、残念ですが、市民目線からほど遠い感じがいたします。親切でわかりやすいホームページをぜひとも配信していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、6点にわたって質問させていただきました。どうぞよろしく願いをいたします。

**○議長（松村 学君）** 17番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

**○選挙管理委員会事務局長（福江 博文君）** 投票しやすい環境づくりについての御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の施設内のバリアフリー化の現状と再度点検についてでございますが、スロープにつきましては、当日投票所34カ所のうち15の投票所に、既製品や施設の形状に合わせて製作したものを設置させていただいておりますが、手すりにつきましては公民館やお借りしている民間施設の一部に設置されているのが現状でございます。

また、施設の再度の点検につきましては、4月の県議会議員選挙の執行後に、各投票管理者からの意見を聴取し、また改善が必要な箇所をその後把握をした上で、現地調査等を実施しまして、改善策について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の投票支援を目的とした備品等の準備状況と、その周知についてお答えをさせていただきます。

まず、車椅子につきましては、常備されていない22の投票所に各1台ずつを配備し、車椅子用の記載台とともに、全ての投票所に準備をさせていただいております。点字用の候補者名簿及びコミュニケーションボードは全ての投票所に、老眼鏡は現在は期日前投票所には配備をさせていただいております。また、これらの準備品等につきましては、これま

で投票所での周知等は行っておりませんでした。4月の県議会議員選挙から周知のための表示を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目のトランスジェンダーへの配慮につきましては、昨年の市長・市議補欠選挙から、期日前投票宣誓書の性別記入欄を廃止をさせていただいております。また、投票管理者への説明会におきまして、トランスジェンダーなど配慮が必要な方への慎重な対応について、あわせて事務従事者へも指導されるようお願いをしております。

今後も、トランスジェンダーなど配慮が必要とされる方はもちろんのこと、全ての有権者の人権を尊重した対応を心がけてまいります。

次に、4点目の期日前投票の混乱を避けるための対応につきましては、期日前投票所の場所を通路が広く動線が十分にとれる4号館3階に変更するとともに、投票される方が多くなる期日前投票期間中の土曜日や休日には、期日前投票宣誓書の記載台の設置や記載を促す案内人の配置、さらに駐車場の確保や受付職員を増員いたしまして、受付窓口の増設を行うことによりまして、待ち時間のほうは改善されてきているものと考えております。今後、執行予定の選挙におきましても、スムーズな投票ができるように努めてまいります。

また、期日前投票所の増設につきましては、現在、県内7市町で構築を進めております自治体クラウドで期日前投票システムを導入いたしまして、来年11月に任期満了となります市議会議員選挙からシステムを本格稼働し、期日前投票所を増設する予定といたしております。

最後に、親切でわかりやすいホームページの作成についてお答えをいたします。

さまざまな情報をスマートフォンなどから入手される方が年々増加してきておりまして、情報発信は選挙啓発を行う上でも大変重要であると考えております。今回の御質問をいただきまして、早速、情報発信課と協力し、選挙を身近に感じていただくためにほうふ宣伝部長「ぶっちー」を前面に出しまして、投票に関する情報を掲載したページを作成し、公開いたしております。今後も、ごらんになる方の目線で、わかりやすいページを作成してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 17番、高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

今回、さまざまな角度から、投票しやすい環境づくりということで質問をさせていただいたわけでございます。

バリアフリー化については、今や配慮することは当たり前ということになっている現状の中で、超高齢化も進んでおります。そういった意味では、スロープや手すりの設置とい

うのは欠かせないものであろうかと思えます。スロープも15カ所ということでございました。

最近、いろいろな施設、病院もそうですけれども、靴の脱ぎ履きが大変な方々のために、土足のまま入れる、また治療が受けたりできるといったところが増えているということでございます。また、日ごろお使いの歩行器もそのまま使えるというようなことも大事だろうと思っております。土足のままが可能なところ、日ごろお使いの歩行器も使えるところは、またそのようにも対応していただければと思っております。

こういったさまざまな角度からの再度の点検は、県会の選挙後ということで、現地調査をしっかりとよろしくお願いをしたいと思えます。

また、投票支援を目的とした備品等の準備については、詳しく御説明をしていただきました。さまざまな準備もしていただいているようでございます。

先日、通告の聞き取りのときに、手づくりの投票用のコミュニケーションボードを私にもいただきまして、こういったものをいただきました。裏には、私がお答えします、筆談もできますということで、50音の文字が書かれたボードもつくってくださっているということで、大変ありがたいことだろうと思っております。

車椅子についても、22カ所、ほぼ設置をされているということです。低い記載台の設置もありがとうございます。

いろいろなことが準備、また設置をされているわけですが、先ほど御答弁にもありましたが、こういったことが準備できていますよということを事前の広報、また施設内で当日はしっかり知っていただけるような周知を、これを今回の県会議員選挙からお願いをしたいと思っているところでございます。

投票に行きたいけれども、なかなか足が悪いからとか、うまく字が書けないからとか、またうまくしゃべれないから、そういった声はたくさん聞くわけでございます。そういったとうとい皆様の思いが形になるように、丁寧な対応をどうかよろしくお願いをいたします。

また、トランスジェンダーだけではございませんけれども、さまざまな障害を持った方、さまざまな環境の中で頑張っておられる方が足を運ばれるわけでございます。そういった投票支援のために、プライバシーの確保等にも十分配慮した上で、親切で丁寧な対応をしていただきたいと思うわけでございます。心のバリアフリーを目指す防府市であっていただきたいというのが、私の願いでございます。

それから、期日前投票への対応でございますけれども、混乱のありました選挙を踏まえて、さまざまな対応をしてくださっております。受け付けを増やす、また宣誓書の事前記

入等の配慮、そういったこともぜひともよろしく願いをいたします。

問題となった駐車場のことも触れておられたわけですが、整理役員等の配置は今回も大丈夫でしょうか、その点を確認をさせていただきます。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福江 博文君） お答えをさせていただきます。

駐車場の整理員といいますか、こちらにつきましてはシルバー人材センターさんに委託をいたしまして、当日の誘導といいますか、そこはさせていただいております。また、当日、土曜日、日曜日につきましては、朝早くに市役所の駐車場を閉め切るという格好で、そういう行楽等で利用される方が入られないようにさせてはいただいております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 17番、高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） よろしく願いをいたします。

それから次、期日前投票への対応についてということで、今いろいろ教えていただきましたけれども、今後の増設の考えもあるということでございます。来年改選となります市議選の改選に間に合うということでございますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

それから、ホームページについてでございます。

通告後の聞き取りの場におきまして、ホームページについてはかなり私は不満めいたことをるるお伝えをしてしまいました。冷たいホームページですねというふうに言ってしまったわけでございます。それが正直な感想でございました。昨日、改めてホームページを開いてみましたところ、2月末更新ということで、早速にさまざまな改善をしていただいております。本当にありがとうございます。

先ほど御答弁にもありましたけれども、最近、大活躍の「ぶっちー」による投票の仕方がアップをされておりました。さすが部長だというふうにもちょっと思ったわけですが、そういった意味ではわかりやすい、また市民目線のホームページの更新にさらに御努力をしていただきたいと思っております。

よく見てみますと、投票やいろいろな支援について、また投票に関する質問にお答えします、また引越しをした場合、こういった新しい項目も順序よく項目立てをされておまして、リンク先への誘導もしてあったわけでございます。4月の選挙に間に合ったなということで、大変胸をなでおろしたところでございます。

最後に、もう一点、再質問をさせていただきます。

18歳以上に選挙権年齢が引き下げられたことによる主権者教育についてはどのように

取り組んでおられるのか、お聞かせをください。

○議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（福江 博文君） 主権者教育の実施状況についての御質問にお答えさせていただきます。

主権者教育につきましては、平成28年6月の公職選挙法改正によりまして、選挙権年齢が18歳に引き下げられたということで、主に始められたものでございまして、平成28年度には3つの高校——高等部も含めました3つの高校で実施いたしました。29年度は、実施を依頼されました時期がちょうど衆議院の解散総選挙の事務日程と重なったということがございまして、これにつきましては見送らざるを得なかったということでございます。

本年度につきましては、1月に防府総合支援学校の高等部におきまして、選挙についての主権者教育を実施させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 17番、高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

28年度は3校ということ、また30年度は総合支援学校の高等部へお出向きになられたとのことでございます。総合支援学校の皆さんの大切な1票が投じられることにつながるんだなということ大変うれしく思っております。

各学校におきましても、今後、1票を投じることの重要性とともに、スマートフォン等を活用して、投票方法についてもしっかりと教えてあげていただきたいということを要望しておきたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

以上、この項目は終わります。

続きまして、2項目め、大道地域の交通政策について質問をいたします。

大道という地名は、明治22年に大道村が誕生し、昭和30年に防府市と合併するまで、長きにわたって使われてきた地名でございます。その後、住所としては大字切畑と大字台道が使われてきました。通称として、なれ親しんだ大道を使っております。大道は1つという意識の中で、まちづくりが行われております。

今回の質問は、大字切畑、大字台道、あわせて大道地域全体の交通政策について質問をさせていただきます。

大字切畑における路線バスは、朝夕1.5便しか運行しておらず、住居はバス停から離れた場所に点在、高齢化も進み、通院や買い物などに出かけることに不自由を感じておられる方々が大変多い地域でございます。私も、この地域の方々から切実な声を聞き、平成

23年12月一般質問においてこの問題を取り上げ、新しい交通政策の導入を要望いたしました。

地域の皆様、そして市担当部署の方々の熱意によりまして、平成27年4月からデマンドタクシーの実証運行が始まり、当初は新しい取り組みに戸惑われる方々もいらっしゃいましたけれども、本格運行後、利用してみて助かったとの声が広がり、乗降場所の増設もあり、利用者も増えてきております。

大道地域全体を見ますと、高齢化率も高く、交通不便地域が大字切畑だけでなくほかにも見られ、好評であるデマンドタクシーへの要望の声が上がっておるわけでございます。

そこで伺います。切畑デマンドタクシーの状況と今後の大道地域全体における交通政策をどのように展開していくのか、お伺いをいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 高砂議員の御質問にお答えいたします。大道地域の交通政策についてでございます。

私は、高齢化が進展する中で、高齢者の方々がみずから外出できるようにするための公共交通網の整備は重要な課題と考えております。

現在、バス路線を維持する対策や、高齢者などを対象としたバスまたはタクシー運賃の一部を助成する事業を行っておりますが、来年度からは当初予算案の重点事業の1つとして掲げました地域活動の活性化に関する事業の中で、くらしの交通実現といたしまして、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現を目指した取り組みを実施することとしております。

新たな取り組みといたしましては、玉祖地域でのデマンド型乗合タクシーの実証運行や、市北部地域での路線バスの運賃低廉化実験、さらには西浦・華城地域を運行する路線バスのダイヤなどの見直しを行うとともに、大道、小野、右田、富海地域において、新たに地域の皆様と公共交通網の再編に関する協議を進めることとしております。

さて、議員御質問の切畑デマンドタクシーの状況と今後の大道地域全体における交通政策の展開についてでございますが、まず切畑デマンドタクシーにつきましては、平成27年4月から運行開始し、内容の見直しを行いながら実施しております。利用状況を申し上げますと、年度別の延べ利用者数は、平成27年度が122人、平成28年度が442人、平成29年度が644人、そして今年度は1月末時点で既に724人となっております。年々増加している状況でございます。

利用者の皆様からは、自宅から目的地までドア・ツー・ドアで移動できる便利さに高い

評価をいただいております、まさに高齢化社会に対応した地域の重要な交通手段となっているものと考えております。

次に、今後の大道地域全体における交通政策の展開についてでございます。

大道地域におきましては、既に切畑デマンドタクシーが運行しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、来年度からそれも含めた大道地域全体の公共交通網の再編に関する協議を地域の皆様とともに進めてまいります。

その中で、切畑以外でのデマンド型乗合タクシーをはじめとする新たな交通サービスの導入や、地域を運行する路線バスの再編など、総合的に地域の公共交通に関する協議を行い、地域に合った持続可能な交通サービスの実現を図ってまいりたいと考えております。

私は、こうした取り組みなどを通じ、高齢者をはじめ、地域の方々がみずから外出できる暮らしやすい地域づくりに努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 17番、高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

切畑デマンドタクシーの状況を年度ごとに教えていただきました。初年度は122名ということでございますが、28年は442名、これも乗降場所の増加等も図っていただいたおかげだろうと思っております。今年度は、1月時点で大きく伸びまして724名ということで、さらに増加が見込まれるのではないかと喜んでおります。

ドア・ツー・ドアのこの事業というのは、大変高齢者の方々、また独居で本当に車のない中で御苦労されているの方々にとって、大変喜ばしいことであろうと思っております。

いろいろ運行の状況を調べてみますと、月水金、年末年始を除けば祝日や振替休日もオーケーと、そういったことの配慮もしてくださっているようで、大変ありがたいことだろうと思っております。

そこで、1つ質問をさせていただきます。利用者の方々も着実に御紹介のとおり増えているわけですが、利用者の声にはどのようなものがありますでしょうか、具体的に教えていただければと思います。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

切畑デマンドタクシーにつきましては、利用者の皆様から直接お声を聞かせていただいております。また、運行エリアの自治会長さんや民生委員さん、社会福祉協議会の方々や運行を委託しております事業者からも意見をいただいております。

聞かせていただいた内容といたしましては、便利になった、助かっているとお声を多

くいただいておりますが、要望もございます。乗降場所に関する要望につきましては、大道公民館やサンマート大道店の2カ所を追加してからは要望はございませんが、運行関係の要望につきましては、午後の便が増えるとよい、もう少し運行日を増やせないかといったものの意見をお聞かせいただいております。こうした意見等は、防府市地域公共交通活性化協議会において報告し、協議いただいております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 17番、高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） ありがとうございます。しっかり皆様の声を少しでも反映できるように、今後ともどうかよろしく願いをいたします。

私は、冒頭、大字切畑と大字台道について説明をさせていただきました。オール大道としての交通施策を考えていかななくてはならないと思ったからでございます。

デマンドタクシー運行の地域のすぐそばに住んでおられる対象外の方々の声を、昨年、その周辺を歩きましたときにたくさん聞かせていただきました。同じような不便な場所に住んでいるのに、私たちはなぜそのサービスが受けられないのですかと、そういった声でございます。もっともだなと思って、お聞きをいたしました。

切畑以外にも、高齢化、独居化が進んでいる、また交通不便地域は何カ所かございます。その地域に対してどのように今後具体的に進めていかれるのか、来年度、協議をしっかりとしていくという御答弁ではございましたけれども、どういったところに視点を置かれて、具体的に進めていかれようとされているのか、この点を改めてお聞きしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

先ほども市長の答弁にもありましたとおり、新年度には大道地域のほうにも担当職員が入って、具体的に新しいサービス等の協議をしてみたいと思います。その中で、当然デマンド型のタクシーの議論もしますし、それに加えて、今、既存のバス路線、これの再編についてもセットで総合的に協議してみたいと思っております。

いずれにいたしましても、今、議員もいろいろおっしゃいました、境でサービスが受けられる、受けられないという声もございますので、地域に入ってしっかり聞いて、対応してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 17番、高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 部長さんは、切畑のデマンドタクシー導入のときに、大変現

地に足を運ばれて御苦勞されたと聞いております。大道の実情をよくわかってくださっているとしますので、ぜひともオール大道、そういった視点からでの交通政策にお取り組みをどうかよろしくお願いをしたいと考えているところでございます。

事業者さんは、今年度はキリntaxiさんということでございます。もう一点、お聞きいたします。運行の委託の契約内容はどのような形になっているのか、それをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） これは、入札いたしまして業者を決めるわけですが、これは1台につき幾らという単価で入札しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 17番、高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

御協力してくださる事業者がなければ、存続できない事業ということでございます。持続可能な仕組みの構築をぜひともお願いしたいと思います。

市長の施政方針において、防府市地域公共交通網形成計画に基づき、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現を図るため、公共交通の形態の見直しに取り組むことを表明されました。新年度には、玉祖地域において、デマンドタクシーの実証運行等が予定されているところでございます。生活に必要なバス路線の維持と、交通不便地域を補完する新しい交通政策のバランスが大変難しいとは思いますが、各地域に合った交通政策をぜひとも展開していただきたいということを要望しておきたいと思っております。

昨日、河村議員が、国連の持続可能な開発目標、SDGsについて取り上げをさせていただきました。誰一人取り残さない、誰も置き去りにしないとの理念を根底に、今回、選挙に関する投票所の改善等にも提案もさせていただきましたが、さまざまな本市における事業の全てにこの理念が必要ではないかと思っているところでございます。

市民福祉向上につながるあらゆる施策を丁寧にこれからも展開をしていただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、17番、高砂議員の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時5分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

---

午後 1時 4分 開議

○議長（松村 学君） それでは、皆さん、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、16番、山根議員。

〔16番 山根 祐二君 登壇〕

○16番（山根 祐二君） 「公明党」の山根祐二です。通告の順に従って質問をいたします。

最初に、民法改正について質問いたします。

2017年5月、民法の一部を改正する法律が成立しました。民法には、契約等に関する最も基本的なルールが定められており、この部分は債権法と呼ばれており、明治29年に制定されてから約120年間にわたり、実質的な見直しはほとんど行われていませんでした。

しかし、120年間に社会経済は大きく変化してきたため、法律が対応することが困難な部分が生じてきたと考えられます。そこで、現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読み取りやすくする改正を行っています。

弁護士中村健人氏は、この改正民法が広範囲にわたって自治体に影響を与えることについて、これまでの実務を見直す必要があると述べています。具体例として、契約管理の観点から賃借人の原状回復義務の範囲に関する改正を、また時効管理の観点から連帯保証人に対する請求の効果を上げています。

民間の賃貸住宅の場合、契約上、退去する際に借り主は建物の原状回復義務を負うとされているのが一般的でした。そのため、借り主は、自己の費用で賃借物件を入居時の状態に戻さなければなりません。しかし、原状回復義務の範囲については、契約書に明確に書かれていないことが多く、トラブルとなる場合もありました。そのため、裁判では、通常の使用によって建物に生じた損耗並びに経年変化による損傷については、明確な合意がない限り、原状回復の範囲に含まれないという多くの裁判例が示されてきました。

そこで、今回の改正民法では、経年劣化部分を原状回復義務の範囲から明確に除外をしています。ただし、当事者間の合意があれば、直ちに除外するものではありません。

では、自治体保有の賃貸物件、すなわち公営住宅についてはどうでしょうか。現在、退去時の原状回復として、本市では退去時に行う修繕、畳の表がえ、ふすまの張りかえ等は、入居年数に関係なく、全て退去者の負担となります。

この民法改正は、基本的に一括して2020年4月1日が施行日となっています。法務省としては、この間に十分な周知活動を行っていくことを予定しています。公営住宅の原状回復義務の範囲をどうするのか、条例、規則などに定めるのか、検討していく必要があ

ると考えます。

そこで、現在、本市の公営住宅入居者が退去する場合、また改正民法施行後の入居者が退去する場合、原状回復義務の範囲についてどのようにしていくのか、御所見をお聞かせください。

次に、保証人の保護に関する民法改正が行われました。極度額の定めのない個人の根保証契約は無効となりました。一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約を根保証契約といい、例えば住宅の賃借契約の保証人となる契約などが根保証契約に当たります。

本市の公営住宅は、入居時、連帯保証人2名を必要としています。これが根保証契約となりますので、極度額を定めなければ無効となります。

そこで、現在の公営住宅入居者の連帯保証人と今後の連帯保証人の取り扱い、すなわち極度額をどのように定めるのかについて、御所見を伺います。

○議長（松村 学君） 16番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（佐甲 裕史君） 御質問にお答えをいたします。

このたびの民法改正は、議員御案内のとおり、債権法と呼ばれている部分のルール of 現代化、明確化という大きな2つの目的で改正されたものです。その中で、公営住宅の賃貸借において関連するのが、公営住宅入居者の退去時の原状回復義務の範囲と、公営住宅入居者の連帯保証人の取り扱いでございます。

まず、1点目の公営住宅入居者の退去時の原状回復義務の範囲についてでございますが、このたびの改正民法では、賃借人の原状回復義務には経年劣化部分はその範囲から除かれておりますので、法施行の来年4月に向け、新年度で改正民法に沿った形での条例改正を行ってまいり所存でございます。

一方で、経過措置として、改正民法施行前に締結された賃貸借等の契約については、なお従前の例によるとする附則が規定されていることから、改正民法施行前に公営住宅に入居された方、つまり現在、公営住宅に入居されている方々につきましては、退去時の原状回復の範囲はこれまで同様の取り扱いになります。

続きまして、2点目の公営住宅入居者の連帯保証人の取り扱いにつきましては、法改正により、個人根保証契約と言われる、いわゆる個人保証の契約の際、保証の限度額となる極度額を契約に定めない場合は無効とされておりますので、条例改正の際には、この法改正の趣旨を踏まえ、作業を進めてまいりたいと考えております。

ただし、この改正部分につきましても、改正民法施行前に締結された契約については従前の例による経過措置も規定されておりますので、現在、公営住宅に入居されている

方々の連帯保証人との保証契約につきましては、これまでどおりの取り扱いとなります。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございました。

1の原状回復について御答弁いただきました。答弁にあったように、改正民法では原則、経年劣化部分は原状回復の範囲から除外するということがあります。今、答弁の中にありましたように、経過措置により、今までの入居者に対しては従前の例によるということで、それに沿った対応をしていくという御答弁であったと思います。

そういった従前に入居者と新たに募集する入居者との今度は差が出てきますので、その辺のところをしっかりと説明していく必要があるのではないかと思います。いざ、退去するときになって、それを理解できるような、しっかり周知徹底が必要となると思います。

今、言われたように、現在の本市の規定では、退去時に畳の張りかえ、ふすまの張りかえを必要としております。法施行後は、明確な規則や条例がなければ、これまでどおりとすることはできないと思います。平成31年度、新年度の間に、それに沿った条例改正をしていくということでございましたので、そこをしっかりと決めていき、いざそれを施行された後に、それが決まっていないと、明確ではないということにならないようしっかりと注意が必要ではないかと思います。

2の保証人の限度額について御答弁いただきました。今後は、保証人に対して極度額を定めなければ、連帯保証の効力を生じないということであれば、保証人なしの契約となるのではないかと思いますけれども、これも経過措置がとられるということで、現在の入居者については従前の例によるということになるというふうに今御答弁いただきました。

これも現在の入居者と新入居者の差が出るわけですけれども、これも滞納家賃などが発生した場合には、その発生する時期はそれぞれ変わってきますので、やはりこれが施行前と施行後との差があらわれてくるのではないかと思いますので、その辺のところをしっかりと説明していく必要があると思います。これについても、新年度にそれに沿った条例改正をしていくという御答弁がありましたので、しっかりお願いしたいと思います。

結局、原状回復と保証人については、2020年4月1日から改正民法が施行されるわけですから、平成32年度当初からの公営住宅入居募集時には既に入居のしおりに明確に示していく必要があります。したがって、その時点で混乱が起きないように、事前の準備など、取り組みをしっかりとお願いしたいと思います。

以上で、この質問は終わります。

次に、うそ電話詐欺防止について質問をいたします。

うそ電話詐欺防止については、平成29年6月議会で質問をいたしました。その時点でお聞きしたうそ電話詐欺被害認知件数と被害総額は、山口県全体ですが、平成27年が114件、2億9,583万円、平成28年が108件、3億1,948万円でした。

そのような状況の中、警察庁が推進する高齢者の被害防止対策として、高齢者が犯行電話を直接受けないようにするため、警告メッセージが流れる自動録音つき電話機を、自治会と連携し、高齢者宅へ無償貸与等の普及活動を推進していることを申し上げました。そして、無償貸し出しや購入補助をしている他市の例を示して、本市でも電話機設置支援をしてはどうかと質問をいたしましたところ、答弁では、機能つき電話機の設置は有効な防止策として承知しているが、支援制度は考えていないとのことでした。

最近のニュースでは、高額のうそ電話詐欺被害が頻繁に報道されており、手口はますます巧妙になっているようです。人の心のすきを突く卑劣な犯罪には、怒りを覚えるところです。防府市メールサービスでも、生活安全課からさまざま情報を発信されています。

そこで、質問ですが、前回の質問以降、平成29年、平成30年のうそ電話被害認知件数と被害総額はどのようになっていますか、お聞かせください。

最近、感じるのですが、特に高齢者単独世帯の方などは電話に出ない方もいらっしゃいます。なぜなのか聞いてみますと、うそ電話のような相手のよくわからない人からの電話がかかることが多くあり、電話をとらないようにしているという方もあります。詐欺の被害の始まりは電話からでありますので、理解できる場所でもあります。

しかし、必要な電話もあると思いますので、対策を考えなければなりません。そこで、多くの自治体では、犯行電話を直接受けないようにするため、警告メッセージが流れる電話機を無料で貸与するというも行っております。

高齢者だけの家庭や独居の高齢者宅には、行政の支援が必要ではないかと思いますが、御所見を伺います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山根議員の御質問にお答えいたします。

まずは、1点目の防府市のうそ電話詐欺と思われる事例は、未遂も含めてどのような状況にあるのかとのお尋ねでございます。

山口県内及び防府警察署管内のうそ電話詐欺の被害状況につきまして、山口県警察本部生活安全企画課及び防府警察署生活安全課からお聞きした数値をお答えさせていただきます。

平成29年は、県内で認知件数が131件あり、そのうち未遂件数が7件、被害総額は

2億1,581万円でございます。また、防府警察署管内では、認知件数が12件あり、そのうち未遂件数が1件、被害総額は1,959万円でございます。また、平成30年は、暫定値でございますが、県内で認知件数が100件あり、そのうち未遂件数が7件、被害総額は3億5,658万円でございます。また、防府警察署管内では、認知件数が12件あり、そのうち未遂件数が1件、被害総額は3,145万円となるなど、その被害額は増加傾向にあります。

次に、2点目の高齢者のみ世帯や独居の高齢者には行政の支援が必要と思うが、どのように考えているのかとのお尋ねでございます。

ただいま、うそ電話詐欺の被害状況を申し上げましたが、これらの被害は高齢者のみならず幅広い世代に及んでおり、その対策が求められています。そうした中で、議員御案内の警告メッセージが流れる自動録音機能のついた電話機については、山口県において電話機の機能、活用効果が紹介されていることから、市消費生活センターでは、消費生活講座や地域に出向いて行う出前講座において、実際に電話機を展示することや、チラシ広告を配布することなどにより、電話機の利用促進を図っているところでございます。

また、電話機設置の行政支援につきましては、高齢者の被害防止の観点から、その効果を慎重に見きわめながら判断してまいりたいと考えております。

なお、高齢者の判断力や記憶力の衰えに乗じた巧妙な詐欺の手口に対しましては、高齢者御本人のみならず、高齢者にかかわる方々に対する啓発も必要であり、引き続き関係機関と連携し、事例報告や注意喚起などの情報提供を積極的に行ってまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

本市のうそ電話詐欺の認知状況について御答弁いただきました。防府警察署管内の被害額が、平成29年には12件、1,959万円、平成30年では12件、3,145万円、山口県においては、平成29年が131件、2億1,581万円、平成30年が100件、3億5,658万円と、大きな被害が発生しております。

本市の具体的な例を見てみますと、平成29年、防府市内の60代の団体職員男性が1,010万円だまし取られ、平成30年、防府市内の80代女性が1,800万円だまし取られています。また、御存じのように、最近のニュースではアポ電話詐欺が発生し、男3人が高齢者宅に押し入り、殺人事件となっております。これも、事件の入り口はうそ電話の対応です。

ここで、平成31年、本年ですけれども、2月16日付の毎日新聞の記事を御紹介した

いと思います。

これは、防府市内の高齢者女性宅にうその電話をかけ、現金300万円をだまし取ったとして、防府署は東京在住のI容疑者を詐欺容疑で逮捕しております。この事件、女性は一旦現金を渡しております。ところが、受け取り現場を通りかかった一般男性が、機転で被害を食いとめております。

I容疑者の逮捕容疑は、同日、共謀者が防府市内の70代女性宅に電話をかけ、息子を装い、借りたお金を返さないといけないなどと現金を用立てるよう求めた後、息子の代理人になりすまして、市内のJR大道駅近くの路上で女性から現金300万円入りの紙袋を受け取り、だまし取ったとしております。これを容疑を認めております。

防府警察署によると、男性は——通りがかった男性ですけども——一般男性は高齢女性が若い男に紙袋を渡す現場を目撃して、詐欺ではないかと直感し、この2人に声をかけて紙袋を取り戻したと。I容疑者は、男性が110番中に立ち去った。しかし、直後に駆けつけた警察官が男性の説明と似たI容疑者を付近で見つけた。こういった事例が本当に身近なところで発生をしております。本当に他人事ではない、そういった事件になっております。

行政の支援については、前回の質問では、うそ電話詐欺被害防止機器の周知を図っていくと、このように言われておりますけれども、その周知については、先ほど市長の答弁では、出前講座などで紹介していくということではございましたけれども、ほかに周知に対してどのようなことを実施されたのか、お聞きいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

先ほどもありましたように、出前講座で電話機そのものの本体をそこに展示しまして、こういうものがありますということをお申し上げております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 出前講座だけのようでございます。

施策の周知というのは大事になると思うんですけれども、現在実施している防府市高齢者等緊急通報体制整備事業があります。参考のために、この事業について、設置までの周知、手順、設置費用、設置実績についてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えをいたします。

議員御質問の緊急通報装置につきましては、ひとり暮らしの高齢者、重度心身障害者等

に対し緊急通報装置を貸与することにより、高齢者等の心身状態の急変や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、安否確認並びに日常生活に関する健康及び医療相談を行うことにより在宅生活の支援を行い、福祉の増進に資することを目的として実施している利用者負担のない事業でございます。平成31年1月末現在で、942台を設置しておるところでございます。

事業の周知方法としましては、市広報や市ホームページに掲載しているほか、パンフレットを作成いたしまして、市高齢福祉課の窓口をはじめ、各公民館や各地域包括支援センターに置くとともに、民生委員にお願いいたしまして、該当と思われる方々には積極的に事業の周知を図っていただくとともに、御紹介をさせていただいておるところでございます。

次に、設置までの手順につきましては、まずお住まいの地域の民生委員に申請者の世帯の状況などを確認していただいた上で、御本人様などにより申請書を提出していただきます。事業の該当になりますと、装置の設置事業者から直接日程調整の御連絡をした後、装置を御自宅に設置する手順となります。

最後に、費用でございますが、平成31年度予算としましては1,788万9,000円、約1,100台分ですが、これを計上しておるところでございます。1台当たりになりますと、1,393円で委託契約をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） この高齢者等緊急通報体制整備事業については、今、部長から説明がございましたように、かなりきめ細かく周知徹底が行われ、そして民生委員の訪問とかいろいろありましたが、市広報にも載せて、ホームページでも紹介し、パンフレットをつくって各出張所にも置くと、該当者には積極的に紹介すると、また民生委員が訪問する際にいろいろ聞き取りをしていくということで、942台設置という実績も上がっておるということでございました。

先ほどのうそ電話詐欺防止機器の周知はどのように図ってきたかという質問をいたしましたが、出前講座などで紹介しているという御返事のみでございましたけども、今の緊急通報装置の推進に比べますと、ちょっと見劣りするのではないかなと思うんですが、この程度の周知徹底はする必要があると思うんですけども、いかがでございますか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

これまで、消費生活行政という立場で、こういう対応について、うそ電話詐欺等につい

て周知してまいりましたが、もはやそういう悠長なことを言うておられませんので、これは防犯行政というものも出てくると思います。

現在、山口県警のホームページでは、三ない運動というものを掲げております。電話にすぐ出ない、電話帳に載せない、電話で長く話さないということで、三ない運動というのを県警本部が進めております。あわせて、昨今、昨日も一昨日もNHKの全国放送でやっていたんですが、留守電機能があるものについては留守電機能をしっかり使うというようなこともございました。こういったことについて、広く広報等を使って周知してまいりたいと考えております。

○議長（松村 学君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 広く広報を利用して周知していくという御返事でありましたので、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

三ない運動という御紹介もありましたけども、全てのきっかけがうそ電話詐欺の場合は電話から入るわけでございます。警察庁も電話に直接出ないと、留守電話を置いて、相手を確認できてから出るというようなことを言うておりますので、もうそういう時代ではないかなというふうに思えます。現に、身近なところで大きな被害が出てきております。

この周知に対しましてですけども、もしも補助制度があれば、大きな補助じゃなくても、補助制度があれば、例えば自治会の方がその案内チラシ、あるいは申込書を持って、該当するであろう高齢者宅を訪問するということができます。これは、市広報に載せるよりも、ホームページに載せるよりも、はるかに個別に回るわけですから、それなりの効果が期待できるのではないかと思います。

市長の御答弁に、行政の支援については効果を慎重に判断していくという御答弁でございましたので、それはしっかり今後検討していただきたいと思えます。

他市では、既に多くの自治体が、機器購入半額助成というのをしております。半額助成がどのぐらいになるかと、この助成額は台当たり大体6,000円前後になります。個別の助成額としてはそう大きな金額ではないというふうにも思えますので、これについても額はこだわりませんが、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思えます。

以上で、この件についての質問は終わります。

次に、公共工事入札制度について質問いたします。

2019年度防府市一般会計予算案が提案されました。過去最大の総額441億9,000万円で、市公会堂の改修、小学校2校の改築工事など、普通建設事業費は約65億8,000万円、構成比は14.9%となっております。

入札執行状況を見ますと、防府市公会堂大規模改修工事は2018年8月に落札をして

おり、請負金額は18億900万円で、落札業者は熊谷組と市内2業者共同企業体です。防府市立勝間小学校校舎改築工事は11億2,300万円で、落札は市内3業者共同企業体であります。市立中関小学校北校舎ほか改修工事は10億470万円で、落札は市内1業者、3業者は辞退となっております。

また、市道中関三ノ栴線道路改良工事（第1工区）では、請負金額9,486万円ですが、11業者が入札に参加していますが、9業者が全く同額の入札をしており、1社がくじ引きにより落札をしております。

本日、午前中に曾我議員の質問、また答弁に、入札については質問があったところですが、改めて現在行われている防府市の建設工事入札の参加条件、それから入札方法について伺います。

次に、防府市役所新庁舎建築計画におきまして、本年から来年にかけて基本設計・実施設計が予定されており、2021年からは建設工事が行われるスケジュールで進んでおります。内容については、これから庁舎建設調査特別委員会等で議論されてまいります。現時点で示された基本計画案では、議会棟継続利用の場合、庁舎建設費は95億5,000万円であります。仮にこの金額の場合、入札参加の対象業者はどのようになるのか、お示しをください。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。入札検査室長。

○入札検査室長（内田 和男君） 私からは、1番目についてお答えいたします。

最初に、建設工事の入札の参加条件についてでございます。建設工事の入札につきましては、本市の入札参加資格を有する建設業者のうち、まず市内業者を優先して選定しているところでございます。しかしながら、市内業者で施工することが困難な大規模構造物や高度な技術を必要とする工事につきましては、市内に営業所を有する準市内業者、さらに市外業者という順に選定を行います。

次に、入札方法といたしましては、設計金額に応じて、制限付き一般競争入札、受注希望型指名競争入札及び指名競争入札を行っております。

また、規模及び技術面から、共同請負により施工することが適当であると判断される工事につきましては、共同企業体による入札を行っているところでございますが、その場合、原則として共同企業体の構成員は、市内業者同士の組み合わせ、あるいは市内業者と市外業者の組み合わせで発注を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 私からは、2点目の新市庁舎建設事業における市

内建設業者の入札参加についてお答えいたします。

市庁舎建設事業についてでございますが、これにつきましては、現在、他市における事例研究等も行っており、地元経済の発展に寄与するよう、発注に当たっては地元業者が参加できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

入札状況を見てみますと、市道中関三ノ榭道路改良工事では11業者が入札に参加していますが、9業者が全く同額の入札をしており、1者がくじ引きにより落札しております。複数業者が同額入札となる理由について、教えてください。

○議長（松村 学君） 入札検査室長。

○入札検査室長（内田 和男君） 御質問にお答えします。

土木工事における入札について、同額となるのはどうしてかとの御質問ですが、土木工事の設計標準歩掛と設計積算に使用する単価が公表されておりますので、積算能力の高い建設業者におきましては、市で積算した設計金額と同額の工事価格を求めることができることから同額となる場合がございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 先ほどの答弁の中には、市内業者優先発注していくということがございました。施工困難、あるいは高度な技術が必要な場合には、市外の業者に発注する、入札に参加してもらうこともあるというようなことで、市内業者優先という考えは基本的に根本に置いて努められているように思います。

また、市庁舎については、他市の事例を研究しながらも、地元業者が参加できる方法を探っていくというような御答弁ではなかったかなというふうに思います。

建設業協会防府支部からは、他産業同様の地産地消の精神で、市庁舎建設事業実施の際には地元業者に優先発注をしてほしいとの陳情書が届いております。あわせて、農業試験場の移設や国道2号線の拡幅工事など、地元業者の参入について、国・県に働きかけてほしいとの声もありますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

本市といたしましては、地域経済の活性化は大変重要なことだと考えておりますので、工事の発注につきましては、可能な限り地元の業者の受注機会が確保できますように、国

あるいは県に対しても働きかけをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 国・県に対しても働きかけをしていくという御答弁でございました。しっかり地元建設業者の育成という観点から、そういうことをしっかり念頭に置いて努力をしていただきたいと思います。

先ほどの施工困難とか高度な技術が必要とかいう場合には、県外大手ゼネコン、あるいは市内大手ゼネコンが受注することもあるわけですが、県外大手ゼネコンと市内企業が受注する場合の金額の比率についてはどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（松村 学君） 入札検査室長。

○入札検査室長（内田 和男君） 御質問にお答えします。

共同企業体の構成員による出資比率につきましては、県や他市と同様に、原則として構成員が2者の場合、最低出資比率を30%以上と定めております。一例といたしまして、共同企業体の代表者を70%、その他の構成員を30%とすることが可能でございます。

構成員が3者の場合は、最低出資比率を20%以上と定めておりますので、同様に共同企業体の代表者を60%、その他の構成員をそれぞれ20%とすることができます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 市の発注する大型事業に県外の大手ゼネコンが参加することは、やむを得ない理由も多くあると思います。

市庁舎建設という大型事業を地元企業育成の機会にさせていただくよう、しっかり検討していただく、進めていただくということをお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、16番、山根議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後1時45分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年3月5日

防府市議会議長 松村学

防府市議会議員 石田卓成

防府市議会議員 宇多村史朗

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年3月5日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員